

令和4年度決算に係る定期監査結果に基づく指摘事項

I 収入事務

(ページ)

1	財産貸付収入の調定について（健康政策課）	3
2	収入の調定について（小中学校課）	3
3	土木使用料収入の調定について（八頭県土整備事務所）	4
4	歳入金の払込について（統括審査課）	4
5	雑入の収納について（河川課）	4
6	職員の通勤手当について（教育人材開発課）	5

II 支出事務

7	物品購入代金の支払について（関西本部）	6
8	定期刊行物購読代金の支払について（総務課）	6
9	扶助費の支払について（喜多原学園）	7
10	使用料及び賃借料の支払について（教育人材開発課）	7
11	旅費の支払について（教育人材開発課）	8
12	PCR検査料の支払について（中部教育局）	8
13	委託料の支払について（広報課）	9
14	契約締結の事務手続について（新型コロナウイルス感染症対策推進課）	9
15	契約締結の事務手続について（新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム）	10
16	契約締結の事務手続について（危機対策・情報課）	10
17	支出負担行為の事務手続について（東部地域振興事務所）	11
18	支出負担行為の事務手続について（皆成学園）	11
19	支出負担行為の事務手続について（総合療育センター）	11
20	支出負担行為の事務手続について（総合教育推進課）	12
21	支出負担行為の事務手続について（脱炭素社会推進課）	12
22	契約締結の事務手続について（販路拡大・輸出促進課）	13
23	契約締結の事務手続について（販路拡大・輸出促進課）	13
24	支出負担行為の事務手続について（食のみやこ推進課）	14
25	支出負担行為の事務手続について（食のみやこ推進課）	14
26	支出負担行為の事務手続について（技術企画課）	15
27	契約締結の事務手続について（鳥取県土整備事務所）	15
28	変更契約締結の事務手続について（鳥取県土整備事務所）	16
29	支出負担行為の事務手続について（子育て王国課）	16
30	補助金の交付決定について（文化財課）	17
31	補助金の交付決定について（健康政策課）	17
32	補助金の交付決定について（医療政策課）	17
33	補助金の交付決定について（生産振興課）	18
34	支出負担行為の事務手続について（新型コロナウイルス感染症対策推進課）	18
35	支出負担行為の事務手続について（統計課）	18
36	支出負担行為の事務手続について（教育センター）	19
37	支出負担行為の事務手続について（小中学校課）	19
38	支出負担行為の事務手続について（鳥取商業高等学校）	19
39	支出負担行為の事務手続について（交流推進課）	20

40	支出負担行為の事務手続について（スポーツ課）	20
41	支出負担行為の事務手続について（文化財課）	20
42	支出負担行為の事務手続について（むきばんだ史跡公園）	21
43	支出負担行為の事務手続について（小中学校課）	21
44	支出負担行為の事務手続について（鳥取中央育英高等学校）	22
45	契約締結の事務手続について（鳥取県立鳥取ハローワーク）	22
46	職員旅費に係る支出金額について（教育人材開発課）	23
47	職員の通勤手当について（教育人材開発課）	23

Ⅲ 契約事務

48	予定価格調書の作成について（東京本部）	24
49	予定価格の決定について（国際観光誘客課）	24
50	予定価格調書の作成について（消防防災課）	25
51	予定価格調書の作成について（緑豊かな自然課）	25
52	予定価格調書の作成について（教育センター）	26
53	予定価格調書の作成について（消防防災課）	26
54	予定価格の決定について（倉吉総合看護専門学校）	26
55	見積書の提出依頼について（鳥取中央育英高等学校）	27
56	見積書の提出依頼について（倉吉養護学校）	27
57	見積書の徴取について（東部県税事務所）	27
58	契約書の作成について（農業試験場）	28
59	契約締結の事務手続について（鳥取県土整備事務所）	28
60	契約書の作成について（鳥取県土整備事務所）	28
61	契約保証について（西部総合事務所米子県土整備局）	29
62	変更契約の締結について（警察本部）	29
63	変更契約締結の事務手続について（鳥取県土整備事務所）	30
64	変更契約締結の事務手続について（危機対策・情報課）	31
65	変更契約の締結時期について（商工政策課）	31
66	変更契約締結の事務手続について（倉吉養護学校）	32
67	予定価格調書の作成について（広報課）	32
68	予定価格調書の作成について（消防防災課）	32
69	予定価格調書の作成について（とっとり弥生の王国推進課）	33
70	予定価格調書の作成について（西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局）	33

Ⅳ 補助金等事務

71	補助金の事務手続について（地域交通政策課）	34
72	補助金の実績報告書について（商工政策課）	34

Ⅴ 財産管理事務

73	行政財産の目的外使用許可について（西部総合事務所日野振興センター日野振興局）	35
74	公有財産の管理について（中央病院）	35

（注）関係機関等との連絡調整が不十分であった事項については、番号を□で囲んでいる。

I 収入事務

1 財産貸付収入の調定について（健康政策課）

内 容							
<p>元東部健康増進センター用地に係る財産貸付収入について、令和2年度、令和3年度分の調定を行っていないものがあった。また、令和4年度分の調定も遅延していた。</p>							
・概	<p>要：複数年の貸付契約をしている財産貸付収入について、令和2年度及び令和3年度分の調定を当該年度に行っていなかったため、令和4年度に調定していた。また、令和4年度分の調定についても年度当初に調定していなかった。</p>						
貸付先	貸付期間	調定額(円)	調定すべき日	調定年月日	遅延日数		
A(株)	H30.9.21 ～ R5.3.31	R2	7,480	R2	R2.4.1	R4.9.12	(過年度)
		R3	7,480	R3	R3.4.1		(過年度)
	R4	7,480	R4	R4.4.1		5か月11日	
A(株) 計		22,440					
B(株)	H30.12.1 ～ R5.3.31	R2	14,960	R2	R2.4.1	R4.7.13	(過年度)
		R3	14,960	R3	R3.4.1		(過年度)
	R4	14,960	R4	R4.4.1		3か月12日	
B(株) 計		44,880					
合 計		67,320					
<p>・発生 の 要 因：上司の進行管理不足 ・指摘の考え方：調定事務が著しく不適正（複数年かつ過年度の調定漏れ）</p>							

2 収入の調定について（小中学校課）

内 容	
<p>雑入（令和3年度JETプログラム外国語指導助手の指導力等向上研修に係る経費）について、調定を行っていなかった。</p>	
・概	<p>要：JETプログラム外国語指導助手の指導力等向上研修については、(一財)Cに対して研修実施に係る経費の一部を経費負担金として徴収している。令和3年度に当該事業を所管していた小中学校課は、R4.3.3に(一財)Cからの経費負担金の確定通知を受け取っていたが、令和3年度中に調定を行っていなかった。</p> <p>令和4年度に小中学校課から高等学校課に事業移管された後、令和4年度に高等学校課が調定していた。</p>
・事業所管	R1…高等学校課、R2～R3…小中学校課、R4…高等学校課
・相手方	(一財)C
・経費負担額確定	R4.3.3
・通知受理日	
・経費負担金確定額	50,000円
<p>・発生 の 要 因：担当者及び上司の進行管理不足 ・指摘の考え方：調定事務が著しく不適正（合計額5万円以上の調定漏れ）</p>	

3 土木使用料収入の調定について（八頭県土整備事務所）

内 容						
土木使用料収入（道路占用料）について、調定が遅延しているものがあった。						
・概	要：新型コロナウイルス感染症の影響による相手方との現状確認の作業に手間取ったこと等により、調定が遅延した。					
許可相手	占用期間		調定額	調定すべき日	調定年月日	遅延日数
	始期	終期				
D（株） 外	H27. 4. 1	R9. 3. 31	3,084,282円	R4. 4. 1	R4. 7. 6	3か月5日
E（株） 外	H25. 4. 1	R14. 3. 31	1,620,698円	R4. 4. 1	R4. 7. 29	3か月28日
※上記の期間内に全ての許可が含まれている。						
・発生の要因：	担当者及び上司の進行管理不足					
・指摘の考え方：	調定事務が著しく不適正（合計額50万円以上で3か月以上の遅延）					

4 歳入金の払込について（統括審査課）

内 容						
会計管理者が管理する口座に振込まれた歳入金について、指定金融機関への払込が遅延しているものがあった。						
・概	要：当該歳入金の収納に関する事務の委任を受けていない所属から依頼があり会計管理者が開設した口座に振込まれた歳入金について、払込が遅延していた。					
内容	相手方	金額	収納日	払込日	払込期限	遅延日数
動物愛護に関する事業に対する寄附金	団体F	737,864円	R4.12.9	R5.1.4	R4.12.12	23日
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 担当者が急遽休んだため、業務の引継ぎができず、通帳が未確認だったため払込が遅延した。 </div>						
・発生の要因：	上司の進行管理不足					
・指摘の考え方：	現金収受の不適正（合計額5万円以上で1週間以上の遅延）					

5 雑入の収納について（河川課）

内 容	
雑入（河川法（昭和39年法律第167号）第67条による原因者負担金）について、依然として多額の未収金があった。	
・調定額：	936,175,254円
・収入済額：	0円
・未収金額：	936,175,254円
・智頭町内の土砂崩落(H14.1)に係るもの	889,258,046円
・鳥取市内の河川へのPCB流出に係るもの	46,917,208円

6 職員の通勤手当について（教育人材開発課）

内 容

雑入（過年度給与の返納）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の6に規定する履行期限を延長する特約をすることなく、分割して納付させていた。

- ・ 概 要： 職員の債務を分納して納付させる処分を行う際、職員に申請書を提出させることなく、また地方自治法施行令に定める履行期限を延長する特約をすることができる要件に該当しているかどうか確認することなく、さらには承認通知を発行させることなく分割納付させていた。
- ・ 対 象 者： 職員G
- ・ 返 納 金 額： 636,667円
- ・ 返 納 事 由： 通勤方法の変更により重複支給されていた通勤手当の返納
- ・ 当初通勤手当申請日： R2.4.3
- ・ 当初通勤手当承認日： R2.4.23
- ・ 当初通勤手当額： 132,190円（バス6か月定期）
- ・ 通勤方法変更日： R2.4.30
- ・ 変更通勤手当申請日： R2.4.30
- ・ 変更通勤手当承認日： R2.5.1
- ・ 変更後通勤手当額： 4,900円（自家用車1か月）
- ・ 誤払いに気づいた日： R4.4.20
- ・ 返納対象期間： R2.5～R4.4
- ・ 分 納 状 況： R4.5～R5.3 毎月30,000円×11=330,000円
R4.6 期末・勤勉手当 150,000円
R4.12 期末・勤勉手当 156,667円
- ・ 発 生 の 要 因： 担当者や上司の関係規程等への認識不足等
- ・ 指摘の考え方： 収入事務が著しく不適正

II 支出事務

7 物品購入代金の支払について（関西本部）

内 容	
物品（活五輝星）の購入代金について、支払が遅延していた。（過年度支出）	
・概	要：相手方より未払の連絡があり、事務所内を調べたところ、請求書が未払のまま簿冊に綴られていた。当時の担当者に聞き取りしたところ、詳細を覚えていないが、未払という認識はなかった。過年度支出となったが、相手方よりこの件での遅延利息の請求はしない旨の文書の提出あり。
・債権者	：H組合
・債権者から連絡日	：R4. 6. 1
・支払金額	：190,000 円
・履行確認検査日	：R3. 12. 16
・請求日	：R4. 1. 6
・請求書受理日	：R4. 1. 6
・支払日	：R4. 6. 22
・債務の属する年度	：R3年度
・発生の要因	：担当者の失念と上司の進行管理不足
・指摘の考え方	：支出負担行為が適期に行われていない

8 定期刊行物購読代金の支払について（総務課）

内 容	
定期刊行物（1誌）の購読代金について、支払が遅延していた。（過年度支出）	
・概	要：「追録・定期刊行物管理」データベースに契約図書として登録し、年1回相手方からの請求に基づき集中管理経費支払を行うべき定期刊行物について、 令和2年度購読代金が未払である旨相手方から連絡があり、支払状況を確認したところ未払が判明したもの。 相手方からは請求書を総務課に送付したと主張があったため、当時在籍の職員に確認したが、請求書を受理した職員を確認できなかったため、改めて請求書の送付を依頼した。本件は過年度分の支払であり、集中管理経費支払の対象とならないため、総務課で支払を行った。なお、過年度支出となったが、相手方よりこの件での遅延利息の請求は受けていない。
・債権者	：団体 I
・債権者からの連絡日	：R4. 5. 11
・請求金額	：132,000 円（12 か月分をまとめて請求）
・購読期間	：R2. 4～R3. 3
・債務の属する年度	：R2年度
・請求日	：R3. 2. 1〔債権者が主張する日〕
・支払期限	：R3. 2. 15
・請求書受理日	：R4. 5. 17
・支払日	：R4. 5. 27
・発生の要因	：当時の担当者及び上司の支払状況の管理不足
・指摘の考え方	：支出負担行為が適期に行われていない

9 扶助費の支払について（喜多原学園）

内 容	
<p>扶助費（入所児童に係る理髪代金）について、支払が遅延していた。（過年度支出）</p>	
・概	<p>要：児童の引率者と会計担当者の連絡が不十分であったことから、過年度支出となったもの。債権者が確定申告の準備中に税理士から指摘があり、令和4年1月分の理髪代金の支払確認の依頼があった。支払手続がされていないこと、請求書が不明であることを確認し、請求書の再発行を依頼した。</p>
・債権者	個人J
・債権者からの連絡日	R5.3.1
・役務の提供のあった日	R4.1.13、26、27、28
・債務の属する年度	R3年度
・支払金額	20,000円
・履行確認検査日	R4.2.1
・請求日	R4.1.28（債権者が主張する請求日）
・請求書受理日	R5.3.1
・支払日	R5.3.7
・発生の要因	上司の内容確認不足
・指摘の考え方	支出負担行為が適期に行われていない

10 使用料及び賃借料の支払について（教育人材開発課）

内 容	
<p>カラーレーザープリンターの賃貸借料（令和2年3月分）について、支払が遅延していた。（過年度支出）</p>	
・概	<p>要：令和元年度の支出とすべき賃借料を令和4年度に支出していたもの。相手方から未払があると思われると連絡があり、調査したところ、令和2年3月分が未払であることが判明した。当時の担当者に聞き取りしたところ、請求書を受理したかも記憶に無く、未払という認識はなかった。遅延利息の請求はなかった。</p>
・相手方	(株) K
・契約期間	H31.4.1～R2.3.31
・賃貸借料	3,960円
・対象月	R2.3月分
・債務の属する年度	R元年度
・相手方からの連絡日	R4.6.6
・請求書受理日	R4.6.27
・支払日	R4.7.7
・発生の要因	担当者の失念と上司の進行管理不足
・指摘の考え方	支出負担行為が適期に行われていない

11 旅費の支払について（教育人材開発課）

内 容				
過年度旅費について、支払が遅延していた。（過年度支出）				
・概	要：平成29年度及び令和元年度に支出すべき旅費を令和4年度に支出していたもの。 平成27年度から平成30年度の旅費に4名（5件）分の未払があり、平成29年度及び令和元年度に過年度旅費の追給として支払をするため、各年度に支出負担行為をしていたが、支出命令はされず、未払となっていた。所属内で未払案件があったため、同様の案件がないか調査したところ判明したものの。			
・旅行者	者：職員4名（5件）			
・債務の属する年度	：H29年度、R元年度			
・支出負担行為起案日	：R 4. 7. 1			
・支出負担行為決裁日	：R 4. 7. 4			
・支払額	：8,568円			
・支払日	：R 4. 7. 7			
・過年度旅費追給内容	：			
職員	追給の内容	支出負担行為起案日	支出負担行為決裁日	支出負担行為額
L	H27年度旅費の誤支給の精算	H29. 8. 9	H29. 9. 5	448円
L	H28年度旅費の誤支給の精算	H29. 10. 13	H29. 10. 17	320円
M	H28年度旅費の未払	H29. 10. 13	H29. 10. 17	252円
N	H28年度旅費の未払	H29. 10. 13	H29. 10. 17	688円
O	H30年度旅費の未払	R1. 8. 23	R1. 8. 23	6,860円
合 計				8,568円
・発生の要因	：担当者の失念と上司の進行管理不足			
・指摘の考え方	：支出負担行為が適期に行われていない			

12 PCR検査料の支払について（中部教育局）

内 容				
職員の県外出張に係るPCR検査料について、支払が遅延していた（過年度支出）。				
・概	要：R3. 12. 29に受検したPCR検査について、担当者の異動もあり、請求書が届いていないことを失念していた。R4. 6. 30に相手方から連絡があり、支払われていないことが判明した。中部教育局に請求書が届いていなかったことから遅延利息は発生しない旨相手方了解済みである。			
・PCR検査受検日	：R3. 12. 29			
・債務の属する年度	：R3年度			
・請求書受理日	：R4. 7. 12			
・支出負担行為起案日	：R4. 7. 14			
・支出負担行為決裁日	：R4. 7. 15			
・支払日	：R4. 7. 26			
・支払額	：14,850円			
・相手方	：(株) P			
・発生の要因	：担当者の失念、上司の確認不足			
・指摘の考え方	：支出負担行為が適期に行われていない			

13 委託料の支払について（広報課）

内 容		
<p>令和4年度とりネットCMS利活用・改修等業務委託契約について、第4四半期分の委託料を支出していなかった。</p>		
・概	<p>要：契約書で相手方は検査結果の通知を受領した後に、委託料を請求することが定められているが、検査結果を通知していないため、相手方が委託料を請求することができなかった。契約が単価契約で、支出負担行為兼支出仕訳書で支払うため、未払の確認ができていなかった。</p>	
・契約金額	<p>単価契約【委託料限度額：3,272,500円】</p>	
	区 分	単 位 単 価
	鳥取県の休日を守る条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条に定める県の休日以外の日（以下「平日」という。） 午前9時から午後6時まで	1時間 金3,400円
	平日 午後6時から午後10時まで	1時間 金6,800円
	平日 午後10時から午前9時まで	1時間 金10,200円
	平日以外 午前9時から午後6時まで	1時間 金5,100円
	平日以外 午後6時から午後10時まで	1時間 金6,800円
	平日以外 午後10時から午前9時まで	1時間 金10,200円
・未払額	<p>650,760円（第4四半期分）（R5.6.5検査結果通知 R5.6.15支払済）</p>	
・発生の要因	<p>担当者の失念、上司の進行管理不足</p>	
・指摘の考え方	<p>支出負担行為が適期に行われていない</p>	

14 契約締結の事務手続について（新型コロナウイルス感染症対策推進課）

内 容		
<p>新型コロナウイルス感染症に係る行政検査実施業務委託契約について、遑って契約していた。</p>		
・概	<p>要：令和4年3月初旬に業務委託について協議を開始したが、業務内容の諸条件、診療単価及び検査単価の見直し等の協議に時間を要し、4月初旬に合意したため、契約の締結事務が遅延したもの。</p>	
契約名	①新型コロナウイルス感染症に係る行政検査実施業務	②新型コロナウイルス感染症に係る行政検査実施業務
相手方	(大) Q	(株) R
契約金額	単価契約	単価契約
契約期間	R4.4.1~R5.3.31	R4.4.1~R5.3.31
起案日	R4.4.19	R4.4.18
決裁日	R4.4.21	R4.4.21
契約日	R4.5.2	R4.5.2
遑り日数	1か月1日	1か月1日
・発生の要因	<p>上司の進行管理不足</p>	
・指摘の考え方	<p>支出負担行為が適期に行われていない</p>	

15 契約締結の事務手続について（新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム）

内 容	
<p>新型コロナワクチン相談センター設置及び運営に係る業務委託契約について、変更契約締結の事務手続が遅延していた。</p>	
・概	<p>要：令和4年9月から小児ワクチンの接種努力義務化、オミクロン対応ワクチンの追加など、従来型ワクチンに多様な種類のワクチンが加わったこと、ワクチン接種義務の対象範囲が小児まで広がったことで、委託業者が幅広い年齢層からの相談に対応する必要性が高まり、相談対応のための知識の習得など業務内容の多様化高度化に対応するため、変更契約が必要となった。</p> <p>上記の相談対応業務内容の多様化高度化については事前に予測することはできず、9月になってから委託先での相談対応業務が多様化高度化した状況になっていることが判明した。その結果、変更契約について委託先から9月上旬に相談を受け、状況を把握・確認した上で、多様化高度化した相談対応が始まった9月に遡って変更契約を締結した。</p>
・相手方	（公財）S
・契約日	R4.4.1
・契約期間	R4.4.1～R5.3.31
・契約金額	8,949,075円
・変更後契約金額	11,347,575円
・変更契約日	R4.9.2
・支出負担行為起案日	R4.10.5
・支出負担行為決裁日	R4.10.5
・遡り日数	1か月3日
・発生の要因	担当者及び上司の進行管理不足等
・指摘の考え方	支出負担行為が適期に行われていない

16 契約締結の事務手続について（危機対策・情報課）

内 容	
<p>総合事務所等配置用データ通信機器に係る賃貸借契約について、遡って契約していた。</p>	
・概	<p>要：モバイルWi-Fiルーター等の賃貸借にあたって、賃借料は、月額通信料と合算して毎月請求されることから、支出負担行為兼支出仕訳書で支払うこととして、通信会社に申込書を提出した。申し込み完了後、毎月の賃借料及び通信費を自動口座引き落としで支払うことについて、庶務集中課に相談したところ、翌年度以降にわたり物品を借り入れる契約にも関わらず、長期継続契約の締結を行っていなかったことが判明したため、通信会社に申し込みをした日に契約日を遡って手続を行ったもの。</p>
・相手方	T(株)
・契約期間	R4.12.20～R7.12.31
・賃借物品	モバイルWi-Fiルーター16台、充電器16台
・月額賃借料	7,040円（440円/月×16台）
・支払予定額	R4年度：21,120円（7,040円×3月） R5年度、R6年度：84,480円（7,040円×12月） R7年度：63,360円（7,040円×9月）
・契約締結日	R4.12.8（T(株)に申込書を提出した日）
・契約伺起案日	R5.1.31
・契約伺決裁日	R5.2.3
・遡り日数	1か月26日
・発生の要因	担当者や上司の関係規程等への認識不足等
・指摘の考え方	支出負担行為が適期に行われていない

17 支出負担行為の事務手続について（東部地域振興事務所）

内 容	
鳥取県東部庁舎5階女子多目的トイレ自動ドア取替業務について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。	
・概	要：見積書を受理していたが、相手方の部品の納入見込が立った時点での契約締結という方針を受け、事務手続を保留していた。相手方から部品納入の連絡を受け、支出負担行為の手続前に作業実施を依頼したもの。
・相手方	U(株)
・見積書受理日	R5.1.13
・契約金額	595,760円
・契約日	R5.3.1
・業務期間	R5.3.1～R5.3.20
・支出負担行為起案日	R5.3.8
・支出負担行為決裁日	R5.3.10
・遅延日数	9日
・発生の要因	担当者及び上司の進行管理不足
・指摘の考え方	支出負担行為が適期に行われていない

18 支出負担行為の事務手続について（皆成学園）

内 容	
業務用全自動洗濯機点検保守業務について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。	
・概	要：契約書について、V(株)が指定する契約書様式でなければならず、その様式の送付が遅延したもの。担当は、送付について督促していた。
・契約日	R4.4.1
・業務期間	R4.4.1～R5.3.31
・受注者	V(株)
・契約金額	41,360円
・支出負担行為決裁日	R4.4.13
・遅延日数	12日
・発生の要因	相手方の書類提出の遅延等
・指摘の考え方	支出負担行為が適期に行われていない

19 支出負担行為の事務手続について（総合療育センター）

内 容	
おしどりネット利用契約について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。	
・概	要：センターで支出している他の負担金は契約を伴うものがなく、契約手続が必要な負担金があることを担当者が失念していて、契約を廻りしたもの。
・契約日	R4.4.1
・業務期間	R4.4.1～R5.3.31
・受注者	(特非)W
・契約金額	720,000円
・支出負担行為決裁日	R4.4.26
・遅延日数	25日
・発生の要因	担当者の失念及び上司の確認不足
・指摘の考え方	支出負担行為が適期に行われていない

20 支出負担行為の事務手続について（総合教育推進課）

内 容	
パソコン賃貸借契約について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。	
・概 要	要：旧年度（R3年度）において、担当職員が休職したことに伴い所掌事務の変更があったが、その際に引継ぎの不備があり、本案件の契約事務を行うという認識が欠如しており、旧年度中に支出負担行為の事務手続をせず遅延したものの。
・契 約 日	日：R4.4.1
・業 務 期 間	：R4.4.1～R5.3.31
・受 注 者	：(株) X
・契 約 金 額	：66,000 円
・支 出 負 担 行 為 決 裁 日	日：R4.4.7
・遅 延 日 数	：6日
・発 生 の 要 因	：担当者間の連携不足、上司の進行管理不足
・指 摘 の 考 え 方	：支出負担行為が適期に行われていない

21 支出負担行為の事務手続について（脱炭素社会推進課）

内 容	
令和4年度再生可能エネルギー体験学習実施業務委託契約について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。	
・概 要	要：担当者の失念により前年度内に起案ができなかったため、後任の担当者が4月8日付けで契約を締結したが、本委託業務に係る電柱広告についての契約及びeラーニング（小学生対象の環境教育用インターネット配信）システムのレンタル契約期間（R4.4.1～R5.3.31）に合わせて4月1日付けで契約を締結する必要があったため、再起案を行い、委託期間と契約日を4月1日に遡って締結する手続を行ったもの。
・業 務 内 容	容：「とっとり自然環境館」を拠点として再生可能エネルギーや地球環境をテーマとした体験型講座を通年開催することにより、来訪者に対する環境意識の醸成や環境活動の推進を図る。
・契 約 形 態	態：随意契約（1者）
・相 手 方	方：(特非) Y
・契 約 金 額	額：2,000,000 円
・契 約 日	日：R4.4.1
・委 託 期 間	間：R4.4.1～R5.3.31
・当 初 契 約 日	日：R4.4.8
・当 初 委 託 期 間	間：R4.4.8～R5.3.31
・当 初 支 出 負 担 行 為 起 案 日	日：R4.4.8
・当 初 支 出 負 担 行 為 決 裁 日	日：R4.4.8
・支 出 負 担 行 為 起 案 日	日：R4.5.18
・支 出 負 担 行 為 決 裁 日	日：R4.5.19
・遅 延 日 数	数：1か月18日
・発 生 の 要 因	：担当者の失念、上司の進行管理不足
・指 摘 の 考 え 方	：支出負担行為が適期に行われていない

22 契約締結の事務手続について（販路拡大・輸出促進課）

内 容	
令和4年度Zと連携した鳥取県産食材ブランド化推進業務委託契約について、業務期間を遡っていた。	
・概	要：スケジュールに余裕がなく、かつ、相手方の契約保証金納付が遅れたため契約締結が遅くなり、契約期間を相手方が現地視察の宿泊手配を行った8月22日まで遡ったもの。
・相手方	方：(株) Z
・契約方法	法：1者随契
・予定価格調書作成日	日：R4.9.2
・見積書受理日	日：R4.9.5
・契約保証金納付日	日：R4.9.30
・契約締結日	日：R4.10.7
・契約期間	間：R4.10.7～R4.12.28。ただし、R4.8.22から契約締結日までの間に履行した委託業務は効力を有する。
・遡及を含む契約期間	間：R4.8.22～R4.12.28
・支出負担行為起案日	日：R4.10.3
・支出負担行為決裁日	日：R4.10.7
・契約金額	額：3,300,000円
・遡り日数	数：1か月15日
・発生の要因	因：担当者及び上司の進行管理不足、相手方の手続の遅れ
・指摘の考え方	方：支出負担行為が適期に行われていない

23 契約締結の事務手続について（販路拡大・輸出促進課）

内 容	
令和4年度星空舞等情報発信業務委託契約について、遡って契約していた。	
・概	要：スケジュールに余裕がなく、発注伺の審査終了日に契約伺を起案したが、決裁が業務開始日に間に合わなかった。
・相手方	方：(株) AA
・契約方法	法：1者随契
・予定価格調書作成日	日：R4.9.29
・見積書受理日	日：R4.9.30
・契約金額	額：7,480,000円
・契約日	日：R4.9.30
・契約期間	間：R4.9.30～R5.3.20
・支出負担行為起案日	日：R4.9.30
・支出負担行為決裁日	日：R4.10.7
・遡り日数	数：7日
・発生の要因	因：担当者及び上司の進行管理不足
・指摘の考え方	方：支出負担行為が適期に行われていない

24 支出負担行為の事務手続について（食のみやこ推進課）

内 容	
誘客促進に向けた「食のみやこ鳥取県」バージョンアップセミナー動画撮影等委託業務契約について、増額の変更契約に係る支出負担行為の事務手続が遅延していた。	
・概	要：会場や通信機材の追加等により契約金額の変更が生じることを相手方と協議しながら事業を進めていたが、担当者が契約期間終了後の精算時に変更契約を行えばよいと誤認していたため、増額の支出負担行為の事務手続が遅延した。
・契約相手方	法：随意契約（2者見積） 方：(株)AB
・当初契約日	日：R4.11.9
・当初契約金額	額：493,900円
・契約期間	間：R4.11.9～R5.2.28
・業務完了日	日：R5.2.28
・変更契約日	日：R5.2.28（遡り）
・変更後契約額	額：531,826円
・変更支出負担行為起案日	日：R5.3.3
・変更支出負担行為決裁日	日：R5.3.6
・遅延日数	数：6日
・発生の要因	：担当者及び上司の内容確認不足
・指摘の考え方	：支出負担行為が適期に行われていない

25 支出負担行為の事務手続について（食のみやこ推進課）

内 容	
華麗なるカレイ&カレー試食イベント運営業務委託契約について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。	
・概	要：内部の調整に時間を要し、支出負担行為の事務手続が遅延していた。
・契約相手方	法：1者随契 方：(株)AC
・契約金額	額：154,000円
・見積書受理日	日：R4.6.28
・契約締結日	日：R4.7.1（遡り）
・契約期間	間：R4.7.1～R4.7.31
・支出負担行為起案日	日：R4.7.8
・支出負担行為決裁日	日：R4.7.8
・遅延日数	数：7日
・発生の要因	：担当者及び上司の進行管理不足
・指摘の考え方	：支出負担行為が適期に行われていない

26 支出負担行為の事務手続について（技術企画課）

内 容	
<p>鳥取県土木積算システム賃貸借（再リース）に係る賃貸借料について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p>	
・概	要：担当者が現契約（賃貸借期間：H29.10.1～R4.9.30）の終了日までに契約締結をしなければならないことを失念しており、契約の相手方の決定通知の翌日から14日以内に契約を締結すれば良いと誤認していたため、支出負担行為が遅延した。なお、契約書には、効力がR4.10.1に遡って生じる旨の条項を設けている。
・相手方	方：(株)AD
・見積書受理日	日：R4.9.21
・契約金額	額：9,663,060円
・契約日	日：R4.10.3
・賃貸借期間	間：R4.10.1～R5.3.31
・契約を締結すべき日	日：R4.9.30（現契約の賃貸借期間の終了日）
・支出負担行為起案日	日：R4.10.3
・支出負担行為決裁日	日：R4.10.3
・遅延日数	数：3日
・発生の要因	：担当者の失念と上司の進行管理不足
・指摘の考え方	：支出負担行為が適期に行われていない

27 契約締結の事務手続について（鳥取県土整備事務所）

内 容	
<p>西大路排水機場外7箇所に係る自家用電気工作物保安管理業務委託について、当初契約の締結事務が遅延していた。</p>	
・概	要：相手方が指定する契約書で事務手続を行う必要があったが、相手方からの様式提出が4月1日以降となったことから、契約日を遡ることとなったもの。
・見積書提出依頼日	日：R5.3.14
・見積書提出期限	日：R5.3.18
・見積依頼数	数：4者（うち1者提出辞退）
・見積書受理日	日：R5.3.17～3.18
・契約の相手方	方：(一財)AE
・当初契約日	日：R4.4.1
・契約額	額：1,458,930円
・契約期間	間：R4.4.1～R5.3.31
・契約伺起案日	日：R4.4.5
・契約伺決裁日	日：R4.4.6
・遡り日数	数：5日
・発生の要因	：相手方の契約書様式提出の遅延
・指摘の考え方	：支出負担行為が適期に行われていない

28 変更契約締結の事務手続について（鳥取県土整備事務所）

内 容

山陰近畿自動車道「岩美道路」開通式会場設営等業務委託の変更契約について、遑って契約していた。

- ・概 要：契約相手、事業担当課、契約担当課の情報共有不足により、当初契約からの増額が履行期間最終日に判明し、変更金額の確定が間に合わなかったため、変更契約の締結事務が遅延した。

契約名	山陰近畿自動車道「岩美道路」開通式会場設営等業務委託	山陰近畿自動車道「岩美道路」開通式会場設営等業務委託（その2）
契約の相手方	(株)AF	(株)AF
変更契約日	R5.3.15	R5.3.15
支出負担行為（変更）起案日	R5.3.17	R5.3.17
変更後金額	1,371,200円（381,200円増）	900,000円（42,000円増）
履行期間	R5.1.27～R5.3.15 （変更なし）	R5.2.16～R5.3.15 （変更なし）
決 裁 日	R5.3.22	R5.3.22
遑 り 日 数	7日	7日

- ・発生の要因：契約相手、事業担当課、契約担当課の情報共有不足、上司の進行管理不足
- ・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない

29 支出負担行為の事務手続について（子育て王国課）

内 容

鳥取県子ども・子育て支援交付金の交付決定について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。

- ・概 要：担当者が交付決定とは別に支出負担行為を行っても差し支えないと誤認し、交付決定を電子決裁（一般）で起案し、統括審査課の審査を受けていなかった。**支出負担行為は概算払時に起案を行った。**
- ・交付決定額：709,793,000円
- ・相手方：県内市町村
- ・交付決定起案日：R4.12.2
- ・交付決定決裁日：R4.12.2
- ・支出負担行為起案日：R4.12.13
- ・支出負担行為決裁日：R4.12.13
- ・**遅延日数：11日**
- ・概算払日：R4.12.23

- ・発生の要因：担当者の判断誤り、上司の内容確認不足
- ・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない

30 補助金の交付決定について（文化財課）

内 容	
<p>国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金について、遑って交付決定をしていた。</p>	
・概	要：年度当初から行う事業への補助であるが、事務手続の遅れで支出負担行為が遅延し、日付を遑って交付決定していた。
・相手方	方：日南町
・交付申請書受理日	：R4. 3. 25
・交付決定日	：R4. 4. 1
・交付決定額	：540,000円
・支出負担行為起案日	：R4. 4. 17
・支出負担行為決裁日	：R4. 5. 9
・遅延日数	： 1か月8日
・発生の要因	：担当者及び上司の進行管理不足
・指摘の考え方	：支出負担行為が適期に行われていない

31 補助金の交付決定について（健康政策課）

内 容				
<p>鳥取県大腸がん検診特別推進支援補助金について、交付決定が遅延していた。</p>				
・概	要：5市町から申請があったが、まとめて交付決定したため、 早期に交付申請していた市町の交付決定が遅延した。			
・交付決定起案日	：R4. 8. 3			
・交付決定決裁日	：R4. 8. 18			
・交付決定日	：R4. 8. 25			
・交付申請書受理日等				
市町村	交付申請受理日	交付決定期限	交付決定金額	遅延日数
伯耆町	R4. 4. 21	R4. 5. 21	28,000円	3か月4日
鳥取市	R4. 7. 13	R4. 8. 12	140,000円	13日
琴浦町	R4. 7. 13	R4. 8. 12	63,000円	13日
北栄町	R4. 7. 15	R4. 8. 14	667,000円	11日
南部町	R4. 8. 2	R4. 9. 1	28,000円	(遅延なし)
・発生の要因	：上司の進行管理不足、担当者や上司の関係規程等への認識不足等			
・指摘の考え方	：支出負担行為が適期に行われていない			

32 補助金の交付決定について（医療政策課）

内 容	
<p>社会福祉施設等に係るPCR検査等支援事業補助金について、交付決定が遅延していた。</p>	
・概	要：申請書はメールで送られていたが、メールを見落としていたため未処理であった。AG病院から指摘があり未処理であることに気づき、手続を行ったため交付決定が遅延した。
・交付申請者	：AG病院
・申請日	：R4. 10. 26
・申請書受理日	：R4. 10. 31
・交付金額	：587,000円
・交付決定期限	：R4. 11. 30
・交付決定日	：R5. 1. 13
・遅延日数	： 1か月13日
・発生の要因	：担当者の失念、上司の進行管理不足
・指摘の考え方	：支出負担行為が適期に行われていない

33 補助金の交付決定について（生産振興課）

内 容	
鳥取県環境に配慮した持続可能な農業総合対策事業費補助金について、交付決定を遡っているものがあった。	
・概	要：担当者が交付要綱の交付決定の時期について、国の交付決定通知（R4.5.19）を起算日として30日が経過する日までの間に交付決定すればよいと誤った解釈をしたため、交付決定の日にちを遡ることとなった。
・交付申請団体	：AH協議会
・交付決定額	：1,893,786円
・団体からの	
交付申請書受理日	：R4.4.7
・国への交付申請日	：R4.5.2
・国の交付決定通知日	：R4.5.19（申請日から通知日までの日数：18日）
・県の交付決定起案日	：R4.6.7
・県の交付決定決裁日	：R4.6.13
・県の交付決定日	：R4.5.24（遡り）（R4.4.7から48日経過する日）
・遡り日数	：20日
・発生の要因	：担当者及び上司の内容確認不足
・指摘の考え方	：支出負担行為が適期に行われていない

34 支出負担行為の事務手続について（新型コロナウイルス感染症対策推進課）

内 容	
新型コロナウイルス感染症医療関係者協議会に係る報償費及び特別旅費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。	
・概	要：開催が急遽決定したため、旅費算定等に時間を要し、開催前に支出負担行為の手続を行うことができなかった。
・会議の開催日	：R4.10.27
・支出負担行為起案日	：R4.11.8
・支出負担行為決裁日	：R4.11.9
・支出負担行為額	：69,175円（報償費 64,400円、特別旅費 4,775円）
・遅延日数	：13日
・発生の要因	：担当者及び上司の進行管理不足等
・指摘の考え方	：支出負担行為が適期に行われていない

35 支出負担行為の事務手続について（統計課）

内 容	
市町村統計主管課長会議に係る講師謝金について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。	
・概	要：講演日時、謝礼等については講師に内諾を得ており、事前に支出負担行為の手続を行うべきことも認識していたが、手続を失念していた。
・支給対象者	：1名
・科目及び金額	：報酬 6,000円
・会議開催日	：R4.4.25
・支出負担行為起案日	：R4.4.26
・支出負担行為決裁日	：R4.4.26
・遅延日数	：1日
・発生の要因	：担当者の理解不足、上司の進行管理不足
・指摘の考え方	：支出負担行為が適期に行われていない

36 支出負担行為の事務手続について（教育センター）

内 容	
<p>ICT活用教育アドバイザーに係る報償費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p>	
・概	要：支出負担行為兼支出仕訳書による支出負担行為が可能と認識していたため委嘱する時点で支出負担行為を行わず、認識誤りに気づいた令和5年3月に支出負担行為を起案していた。
・委嘱期間	間：R4.7.8～R5.3.31
・委嘱内容	容：STEAM教育（R4.7.11鳥取工業高校、R4.11.4米子南高校）、教育委員会及び学校教諭等への指導助言（随時）
・支出負担行為額	：300,000円
・支出負担行為起案日	：R5.3.16
・支出負担行為決裁日	：R5.3.17
・遅延日数	：8か月9日
・発生の要因	：担当者や上司の関係規程等への認識不足
・指摘の考え方	：支出負担行為が適期に行われていない

37 支出負担行為の事務手続について（小中学校課）

内 容	
<p>ICTを活用したとっとり授業改革推進事業について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p>	
・概	要：鳥取県ICT活用教育アドバイザー謝金（報償費）について、アドバイザーに委嘱した際に支出負担行為すべきところを、委嘱期間満了前に支出負担行為をすればいいと勘違いしていたため、支出負担行為が遅延したものの。
・支出負担行為起案日	：R5.3.7
・支出負担行為決裁日	：R5.3.9
・支出負担行為額	：300,000円
・相手方	方：個人AI
・委嘱期間	間：R4.4.14～R5.3.31
・遅延日数	：10か月23日
・発生の要因	：担当者の関係規程等への認識不足
・指摘の考え方	：支出負担行為が適期に行われていない

38 支出負担行為の事務手続について（鳥取商業高等学校）

内 容					
<p>文化部活動地域専門指導員招へい事業における講師の報償費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p>					
・概	要：新型コロナウイルス感染症のクラスターが校内で発生し、その対応に追われたことから起案が遅延したもの。なお、講師への就任依頼は前年度のうちに口頭で行い、4月6日付けで委嘱状を交付した。				
科目	金額(円)	支出負担行為起案日	支出負担行為決裁日	最初の講義日	遅延日数
報償費	486,000	R4.4.19	R4.4.19	R4.4.6	13日
・発生の要因	：担当者の失念、上司の進行管理不足				
・指摘の考え方	：支出負担行為が適期に行われていない				

39 支出負担行為の事務手続について（交流推進課）

内 容	
鳥取県国際交流員実地オリエンテーションに係るバスの借り上げについて、支出負担行為の事務手続が遅延していた。	
・概	要：支出負担行為兼支出仕訳書による支出負担行為が可能と認識していたため借り上げる日までに支出負担行為を行わず、認識誤りに気づいた令和4年12月に支出負担行為を起案していた。
・開 催 日	日：R 4. 11. 7～11. 9
・支出負担行為の日	日：R 4. 11. 7（バスの借り上げ初日）
・支出負担行為額	額：241,560円
・支出負担行為起案日	日：R 4. 12. 20
・支出負担行為決裁日	日：R 4. 12. 20
・遅 延 日 数	数：1か月13日
・発生の要因	：担当者や上司の関係規程等への認識不足
・指摘の考え方	：支出負担行為が適期に行われていない

40 支出負担行為の事務手続について（スポーツ課）

内 容	
「第77回国民体育大会知事表彰」の開催に係る会場使用料について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。	
・概	要：支出負担行為の事務手続が必要なことは認識していたが、起案するのを失念し遅延したもの。
・相手方	：(株) A J
・知事表彰日	日：R 4. 12. 22
・見積書受理日	日：R 4. 12. 19
・見積金額	：310,660円（会場使用料：297,660円、装花代（需用費）：13,000円）
・支出負担行為起案・決裁日	日：R 4. 12. 27
・遅 延 日 数	数：5日
・発生の要因	：担当者の失念、上司の進行管理不足
・指摘の考え方	：支出負担行為が適期に行われていない

41 支出負担行為の事務手続について（文化財課）

内 容	
ふるさと未来創造工房（耕）製作体験運營業務について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。	
・概	要：支出負担行為兼支出仕訳書による支出負担行為が可能と誤認しており、支払の段階で誤りに気づいたため、遅延したもの。
・相手方	：団体 A K
・体験学習開催日	日：R 5. 2. 9
・見積書受理日	日：R 5. 1. 20
・見積書金額	：258,840円
・支出負担行為起案日	日：R 5. 2. 21
・支出負担行為決裁日	日：R 5. 2. 22
・遅 延 日 数	数：13日
・発生の要因	：担当者の関係規程等への認識不足、上司の進行管理不足
・指摘の考え方	：支出負担行為が適期に行われていない

42 支出負担行為の事務手続について（むきばんだ史跡公園）

内 容	
官公庁向け Adobe MLP Creative Cloud Complete (12ヶ月) ライセンスパックに係る使用料について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。	
・概	要：見積書受理後、支出負担行為の事務手続をするのを失念しており、R5.3.8に納品があった際に気づいた。R5.3.8は受け取らず、支出負担行為決裁後、R5.3.10に再度納品してもらっていた。
・相手	方：(株)AL
・発注伺決裁日	日：R5.2.14
・見積書受理日	日：R5.2.17
・見積金額	額：242,000円
・発注日	日：R5.2.20（電話で発注）
・当初納品日	日：R5.3.8
・支出負担行為起案日	日：R5.3.9
・支出負担行為決裁日	日：R5.3.10
・再納品日	日：R5.3.10
・検査日	日：R5.3.10
・遅延日数	数：18日（発注日から起算）
・発生の要因：担当者の失念と上司の進行管理不足	
・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない	

43 支出負担行為の事務手続について（小中学校課）

内 容	
鳥取県立まなびの森学園（夜間中学）の校章募集に係るWEB広告業務（役務費）について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。	
・概	要：担当者が請求書が届いてから支出負担行為兼支出仕訳書で起案すればいいと勘違いしたため、支出負担行為が遅延したもの。
・見積書受理日	日：R5.1.16
・契約の相手方	方：(株)AM
・業務期間	間：R5.1.30～R5.2.10
・支出負担行為起案日	日：R5.2.9
・支出負担行為決裁日	日：R5.2.10
・支出負担行為額	額：299,970円
・請求書日付	日：R5.2.9
・請求書受理日	日：R5.2.10
・遅延日数	数：11日（業務期間の始期から起算）
・発生の要因：担当者の関係規程等への認識不足	
・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない	

44 支出負担行為の事務手続について（鳥取中央育英高等学校）

内 容	
<p>「体育コース充実事業／野外活動スキー実習貸切バス」の運行に係る役務費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p>	
・概	要：野外活動スキー実習を、当初2泊3日（2往復）の計画を日帰り3日間（3往復）に変更したため20万円を超えることとなったが、担当者が失念し支出負担行為が遅延したもの。
・貸切バス運行日	R5. 1. 16～18（3日間）
・契約方法	随意契約（2者）
・相手方	（株）AN
・見積金額	217,800円
・見積書受理日	R5. 1. 10
・支出負担行為起案日	R5. 1. 23
・支出負担行為決裁日	R5. 1. 24
・遅延日数	8日
・発生の要因	担当者の失念、上司の進行管理不足
・指摘の考え方	支出負担行為が適期に行われていない

45 契約締結の事務手続について（鳥取県立鳥取ハローワーク）

内 容	
<p>鳥取県地域若者サポートステーション運営業務委託契約について、あらかじめ定めた相手方との随意契約において支出負担行為額及び契約金額が見積書に記載された見積金額と異なっていた。</p>	
・概	<p>要：起案の準備段階で前年度契約に係る見積書及び予定価格調書を添付していたところ、令和4年度分の見積書及び予定価格調書への差替を失念したまま起案したため、令和4年度の見積書に記載された金額と異なる前年度の見積金額で契約を締結したものである。</p> <p>契約の締結後、契約金額の誤りが判明したことから、締結した契約を取り消し、正当な金額で再起案の上令和4年4月1日に遡って契約を締結していた。</p>
・契約の相手方	（特非）AO
・契約日	R4. 4. 1
・委託期間	R4. 4. 1～R5. 3. 31
・予算額	19,174,000円（前年度予算額も同額）
・見積金額	額：19,008,392円
・取消前契約金額	額：19,007,067円
・取消起案（決裁）日	R4. 5. 25
・契約伺再起案（決裁）日	R4. 5. 26
・再起案後契約金額	19,008,392円
・発生の要因	担当者の失念及び上司の内容確認不足
・指摘の考え方	支出負担行為の内容が著しく不適正

46 職員旅費に係る支出金額について（教育人材開発課）

内 容						
職員旅費について、過大に支出しているものがあった。						
・旅行者：職員AP						
(単位：円)						
用務先	用務内容	旅行期間	誤支給額	正当額	差額	誤りの内容
北栄町外 38件	指導改善研修協議外	R4.4.7外	187,123	41,705	145,418	・庁地発着の旅行命令とすべきところ自宅発着と していた。
※令和4年度中、年間を通じて同様の案件があった。						
鳥取市	教員採用候補者選考試験	R4.8.25～ 8.30	47,971	41,600	6,371	・庁地発着の旅行命令とすべきところ自宅発着と していた。 ・庁地又は用務地から宿泊地までの旅費を支給していた。
合計			235,094	83,305	151,789	
<ul style="list-style-type: none"> ・発生の要因：旅行した職員及び電子出納員等の関係規程等への認識不足 ・指摘の考え方：支出命令の不適正（合計額5万円以上） 						

47 職員の通勤手当について（教育人材開発課）

内 容						
職員の通勤手当について、過大に支給しているものがあった。						
・概	要：職員Gが通勤方法を変更した際、通勤届を変更の手続で行わなければならないところを新規で手続し、承認者もそのことに気が付かず承認したため、R2.5からR4.4まで通勤手当が重複して支払われた。R4.4に学校事務職員が職員の給与明細を確認したところ重複して支払われていることが判明した。					
通勤方法	申請日	学校承認日	最終承認日 (教育人材開発課)	支給額(円)	支給期間	誤支給額 (円)
バス	R2.4.3	R2.4.8	R2.4.23	132,190 ／6月	R2.4～R4.4	636,667
自家用車	R2.4.30	R2.4.30	R2.5.1	4,900 ／1月	R2.5～	0
<ul style="list-style-type: none"> ・発生の要因：職員の誤申請、担当者及び上司の内容確認不足 ・指摘の考え方：支出命令の不適正（合計額5万円以上） 						

Ⅲ 契約事務

48 予定価格調書の作成について（東京本部）

内 容	
<p>都内飲食店における星空舞の販路開拓業務委託について、予定価格調書を作成していなかった。</p>	
・概 要	要：予定価格が100万円であるにもかかわらず、予定価格調書を作成していなかった。
・予 定 価 格	1,000,000円
・契 約 額	1,000,000円
・契 約 方 法	随意契約（1者）
・契 約 相 手	（有）AQ
・発 生 の 要 因	担当者や上司の関係規程等への認識不足等
・指 摘 の 考 え 方	予定価格の未決定（予定価格100万円以上）

49 予定価格の決定について（国際観光誘客課）

内 容					
<p>台湾旅行社の県内視察に係るランドオペレーション業務委託契約外2件について、予定価格調書を開札後に作成していた。</p>					
事業名	予定価格 (円)	契約方法	開札予定 日・見積書 提出期限	開札日・見 積書受理日	予定価格調 書作成日
台湾旅行社の県内 視察に係るランド オペレーション業 務	1,520,000	指名競争 (3者)	R4.6.22	R4.6.22	R4.6.23
台湾の日本観光情 報サイトへの動画 作成及び掲載業務	2,000,000	随意契約 (1者)	R4.10.14	R4.10.3	R4.10.7
主要空港からの誘 客促進に向けた特 価キャンペーン実 施業務	2,000,000	随意契約 (1者)	R4.10.19	R4.10.14	R4.10.17
<p>・発 生 の 要 因：担当者や上司の関係規程等への認識不足等</p> <p>・指 摘 の 考 え 方：予定価格の未決定（予定価格100万円以上）</p>					

50 予定価格調書の作成について（消防防災課）

内 容					
<p>危険物取扱者免状及び消防設備士免状に係る業務委託契約外3件について、見積書の受理後に予定価格調書を作成していた。</p>					
業務名	契約方法 相手方	予定価格	見積書 提出期限	見積書 受理日	予定価格 調書作成日
危険物取扱者免状及び消防設備士免状に係る業務委託	随意契約 (1者)	総支出予定額 1,987,843円 (単価契約)	R4.3.10	R4.3.7	R4.3.10
	(一財)AR				
危険物取扱者保安講習の実施に係る業務委託	随意契約 (1者)	4,471円/人 (単価契約) ※総支出予定額 3,183,780円	R4.3.10	R4.3.7	R4.3.10
	AS連合会				
消防設備士講習の実施に係る業務委託	随意契約 (1者)	6,569円/人 (単価契約) ※総支出予定額 2,003,606円	R4.3.10	R4.3.7	R4.3.10
	(一財)AT				
第一種電気工事士免状及び第二種電気工事士免状に係る業務委託	随意契約 (1者)	総支出予定額 2,337,398円 (単価契約)	R4.3.11	R4.3.7	R4.3.10
	AU組合				
<ul style="list-style-type: none"> ・発生の要因：担当者や上司の関係規程等への認識不足等 ・指摘の考え方：予定価格の未決定（予定価格100万円以上） 					

51 予定価格調書の作成について（緑豊かな自然課）

内 容
<p>レッドデータブックとっとり（第3版）発刊業務委託契約について、予定価格調書を見積書受理後に作成していた。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・契約方法：随意契約（1者） ・相手方：AV（株） ・契約額：2,728,000円 ・発注伺決裁日：R5.2.28 ・見積書提出期限：R5.3.10 ・見積書受理日：R5.3.3 ・予定価格調書作成日：R5.3.6
<ul style="list-style-type: none"> ・発生の要因：担当者や上司の関係規程等への認識不足等 ・指摘の考え方：予定価格の未決定（予定価格100万円以上）

52 予定価格調書の作成について（教育センター）

内 容	
<p>Google Workspace for Education Plus ライセンス、GWS Plus サービスライセンス契約について、予定価格調書を作成していなかった。</p>	
・概	<p>要：予定価格が148万5千円であるにもかかわらず、予定価格調書を作成していなかった。</p>
・発注何起案日	R4. 7. 8
・発注何決裁日	R4. 7. 12
・見積書受理日	R4. 8. 3
・契約何起案日	R4. 8. 10
・契約何決裁日	R4. 8. 15
・予定価格	1,485,000円
・契約金額	1,485,000円
・契約方法	随意契約（1者）
・契約相手	AW（株）
・発生の要因	担当者や上司の関係規程等への認識不足等
・指摘の考え方	予定価格の未決定（予定価格100万円以上）

53 予定価格調書の作成について（消防防災課）

内 容	
<p>とっとり災害記録継承ポータル鳥取大地震コンテンツ作業業務委託について、予定価格調書を決裁権者でない者が作成していた。</p>	
・概	<p>要：自署又は押印のない予定価格調書をパソコンで作成し、メを記入した封筒で封書にしていた。決裁権者（所属長）が作成したものか判断できなかつたため誰が作成したものか確認したところ、担当者が作成したとの回答があったもの。 ※なお、予定価格調書については、R3年度以降は作成者の押印は省略できるところとされている。また、封緘は押印によることとはされていない。</p>
・契約方法	随意契約（1者）
・契約の相手	(株) AX
・見積額	1,023,000円
・予定価格	1,023,000円
・契約額	1,023,000円
・発生の要因	担当者や上司の関係規程等への認識不足
・指摘の考え方	予定価格調書の作成が著しく不適正

54 予定価格の決定について（倉吉総合看護専門学校）

内 容	
<p>鳥取県立倉吉総合看護専門学校普通電力量計設置等業務委託契約について、予定価格を増額変更していた。</p>	
・概	<p>要：一般競争入札の不落札を理由とした随意契約では、予定価格を変更することはできないが、誤って予定価格を増額していた。</p>
・当初予定価格	2,055,900円
・変更後予定価格	2,167,000円
・契約金額	2,167,000円
・当初予定価格と契約金額の差額	111,100円
・契約期間	R4.10.26～R5.3.15
・相手方	(有) AY
・発生の要因	担当者や上司の関係規程等への認識不足
・指摘の考え方	契約事務が著しく不適正

55 見積書の提出依頼について（鳥取中央育英高等学校）

内 容		
<p>「地域探究の時間」推進事業に係る貸切バスの借上6件について、障害者法定雇用率達成事業者等の配慮措置業者への見積依頼を行っていなかった。</p>		
・概	<p>要：バス料金は距離と時間で算出されるため近隣の業者が安くなる上、事業内容が地域について学んでいるものであり、学校所在地である北栄町の業者に見積依頼をしたため、障害者法定雇用率達成事業者等の配慮措置業者への見積依頼を行っていなかった。</p>	
	業者	金額（円）
	(有) A Z	109,500
	(有) B A	96,074
	(有) B A	53,603
	(有) A Z	105,000
	(有) B A	106,480
	(有) B A	81,066
	合計	551,723
<p>・発生 の 要 因：担当者及び上司の関係規程等への認識不足 ・指摘の考え方：入札等に係る事務が著しく不適正</p>		

56 見積書の提出依頼について（倉吉養護学校）

内 容	
<p>高等部南棟野外配管調査委託業務について、障害者法定雇用率達成事業者等の配慮措置業者への見積依頼を行っていなかった。</p>	
・概	<p>要：見積依頼業者の中に配慮措置企業を加えて見積書を徴取すべきであることを失念していたため、配慮措置企業への見積依頼を行っていなかった。</p>
・見積依頼先	2者（(有) B B、B C(株)（いずれも配慮措置企業ではない。））
・契約方法	随意契約
・予定価格	495,000円
・契約金額	495,000円
<p>・発生 の 要 因：担当者の失念及び上司の確認不足 ・指摘の考え方：入札等に係る事務が著しく不適正</p>	

57 見積書の徴取について（東部県税事務所）

内 容	
<p>自動車二税等の申告書（報告書）等受付・審査業務等及び収納業務に係る委託契約について、積算根拠が不明な見積書を受理していた。</p>	
・概	<p>要：見積金額が100万円以上であり、積算根拠の内訳を徴取する必要があるが徴取していなかった。見積書には契約申込金額（総額）のみの記載であった。</p>
・契約方法	随意契約（1者）
・相手方	B D連合会
・予定価格	19,309,000円
・契約額	19,309,000円
<p>・発生 の 要 因：担当者や上司の関係規程等への認識不足 ・指摘の考え方：契約事務が著しく不適正</p>	

58 契約書の作成について（農業試験場）

内 容	
<p>鳥取県農業試験場内ため池浚渫他業務委託契約について、契約書に添付すべき仕様書を添付していなかった。</p>	
・概 要	<p>要：契約書作成時における添付漏れである。なお、施行確認は起案者以外の文書管理主任が行っていたが、十分な確認が出来ていなかったもの。</p>
・相手方	<p>相 手 方：(株) B E</p>
・契約金額	<p>契 約 金 額：1,518,000 円</p>
・契約日	<p>契 約 日：R4.10.21</p>
・契約期間	<p>契 約 期 間：R4.11.1～R5.2.28</p>
・発生の要因	<p>・発生の要因：担当者の失念、所属の文書管理主任の確認不足</p>
・指摘の考え方	<p>・指摘の考え方：契約事務が著しく不適正</p>

59 契約締結の事務手続について（鳥取県土整備事務所）

内 容	
<p>西大路排水機場外7箇所に係る自家用電気工作物保安管理業務委託について、誤った内容及び金額で当初の契約を締結したため、当初契約日に遡って変更契約を締結していた。</p>	
・概 要	<p>要：前年度に清水川排水機場内に増設した施設が発電所機能を有するため別事業場として登録する必要があったにもかかわらず、登録しないまま見積依頼を行い、当初契約の締結後、相手方からの指摘で誤った内容、金額で契約締結したことが判明したことから、委託場所、委託自家用電気工作物の概要等に係る変更契約を当初契約日の4月1日に遡って締結していた。</p>
・変更契約日	<p>変 更 契 約 日：R4.4.1</p>
・変更伺起案日	<p>変 更 伺 起 案 日：R4.5.20</p>
・変更伺決裁日	<p>変 更 伺 決 裁 日：R4.5.23</p>
・変更後契約額	<p>変 更 後 契 約 額：1,432,838円（△26,092円）</p>
・業務期間	<p>業 務 期 間：R4.4.1～R5.3.31（変更なし）</p>
・発生の要因	<p>・発生の要因：現場を担当する職員と事務手続を担当する職員との情報共有が不足、上司の内容確認不足</p>
・指摘の考え方	<p>・指摘の考え方：契約事務が著しく不適正</p>

60 契約書の作成について（鳥取県土整備事務所）

内 容	
<p>令和4年度消融雪施設操作等委託契約について、契約書に添付すべき委託業務実施状況報告期限等に関する文書を添付していなかった。</p>	
・概 要	<p>要：契約書作成時における添付漏れである。なお、実績報告書の様式が従来どおりであったことや相手方との連絡調整を行ったことにより実績報告書は提出されていたが、一部の実績報告書は報告期限を過ぎて受理していた。</p>
・相手方	<p>相 手 方：8者</p>
・契約単価	<p>契 約 単 価：昼間2,171円、夜間2,420円</p>
・契約日	<p>契 約 日：R4.10.27</p>
・契約期間	<p>契 約 期 間：R4.10.27～R5.3.17</p>
・支払総額	<p>支 払 総 額：702,042円 【内訳】昼間委託料525,382円（242時間）、夜間委託料176,660円（73時間）</p>
・発生の要因	<p>・発生の要因：担当者の失念、所属の文書管理主任の確認不足</p>
・指摘の考え方	<p>・指摘の考え方：契約事務が著しく不適正</p>

61 契約保証について（西部総合事務所米子県土整備局）

内 容	
<p>佐陀川外樋門修繕工事について、変更（増額）契約時に契約保証金の変更手続きをしていなかった。</p>	
・概	<p>要：契約担当者が第2回変更時に、当初請負金額から3割かつ1,000万円以上の増となったことに気づかず、契約保証金額を変更後の請負代金額の10分の1以上に増額（1,639,000円）していなかった。</p>
・当初請負金額	49,170,000円
・第1回変更契約日	R4.12.20
・第1回変更金額	14,458,400円増（29.4%）
・第2回変更契約日	R5.2.22
・第2回変更金額	1,931,600円増（3.9%）
・最終請負金額	65,560,000円（16,390,000円、33.3%増）
・受注者	（株）BF
・工期	R4.3.9～R5.2.28
・契約保証	BG銀行（保証限度額：4,917,000円）
・納付期限	R5.2.22
・発生の要因	担当者、上司の内容確認不足
・指摘の考え方	契約保証金の不適正（100万円以上の不適正）

62 変更契約の締結について（警察本部）

内 容																										
<p>警察本部出先機関（東部地区）産業廃棄物処理業務委託契約について、変更契約を締結していなかった。</p>																										
・概	<p>要：契約期間は契約締結日からR5.2.28までとしていたが、担当者が契約期間はR5.3.31までと誤認し、適切に進捗管理ができておらず、一部業務が契約期間内に終了していなかったにもかかわらず、変更契約を締結することなく、支払手続を行っていた。</p>																									
・相手方	BH（株）																									
・契約締結日	R4.12.6																									
・契約期間	R4.12.6からR5.2.28																									
・契約金額	単価契約（予定価格：127,050円）																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>契約区分</th> <th>種別</th> <th>予定数量</th> <th>契約単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">(1) 乾電池、バッテリー、トナー収集運搬処分</td> <td>乾電池・バッテリー処分費</td> <td>180kg</td> <td>1kg当たり金300円</td> </tr> <tr> <td>乾電池・バッテリー収集運搬費</td> <td>180kg</td> <td>1kg当たり金100円</td> </tr> <tr> <td>トナー処分費</td> <td>800段ボール1箱</td> <td>800段ボール1箱当たり3,000円</td> </tr> <tr> <td>トナー収集運搬費</td> <td>800段ボール1箱</td> <td>800段ボール1箱当たり500円</td> </tr> <tr> <td>(2) 蛍光管収集運搬</td> <td>蛍光管</td> <td>80kg</td> <td>1kg当たり金100円</td> </tr> <tr> <td>(3) 蛍光管処分</td> <td>蛍光管</td> <td>80kg</td> <td>1kg当たり金400円</td> </tr> </tbody> </table>	契約区分	種別	予定数量	契約単価	(1) 乾電池、バッテリー、トナー収集運搬処分	乾電池・バッテリー処分費	180kg	1kg当たり金300円	乾電池・バッテリー収集運搬費	180kg	1kg当たり金100円	トナー処分費	800段ボール1箱	800段ボール1箱当たり3,000円	トナー収集運搬費	800段ボール1箱	800段ボール1箱当たり500円	(2) 蛍光管収集運搬	蛍光管	80kg	1kg当たり金100円	(3) 蛍光管処分	蛍光管	80kg	1kg当たり金400円
契約区分	種別	予定数量	契約単価																							
(1) 乾電池、バッテリー、トナー収集運搬処分	乾電池・バッテリー処分費	180kg	1kg当たり金300円																							
	乾電池・バッテリー収集運搬費	180kg	1kg当たり金100円																							
	トナー処分費	800段ボール1箱	800段ボール1箱当たり3,000円																							
	トナー収集運搬費	800段ボール1箱	800段ボール1箱当たり500円																							
(2) 蛍光管収集運搬	蛍光管	80kg	1kg当たり金100円																							
(3) 蛍光管処分	蛍光管	80kg	1kg当たり金400円																							
・業務終了日	<p>(1) R5.1.30（契約期間内） (2) R5.1.13（契約期間内） (3) R5.3.10（契約期間後）</p>																									
・業務終了報告書受理日	R5.3.20																									
・完了検査日	R5.3.20																									
・請求書受理日	R5.3.20																									
・支払日	R5.4.3																									
・発生の要因	担当者及び上司の進行管理不足																									
・指摘の考え方	契約事務が著しく不適正																									

63 変更契約締結の事務手続について（鳥取県土整備事務所）

内 容

西大路排水機場外7箇所に係る自家用電気工作物保安管理業務委託の変更契約の締結事務について、決裁を受けていなかった。

- ・概 要：令和5年3月13日の設備増設に伴う第2回目の変更契約について、電子決裁で起案・決裁を受けずに締結していた。
- ・変更契約日：R5.3.13
- ・変更契約の内容：原契約第1条の委託場所及び委託自家用電気工作物の概要で、大路川西大路排水機場について次のとおり変更するもの。

変更の項目		変更後	変更前
所在地		鳥取県鳥取市西大路7-10番地	鳥取県鳥取市西大路7-10番地
受電電圧		6,600V	210V
需要設備	設備容量	300kVA	—
	手数料算定容量	300kVA	46kVA
最大電力		195kW	40kW
予備発電装置	V	220	220
	kVA	323	70
	台数	2	1
予備蓄電池設備（群）		1	—
設備条件		対象外	低圧受電
絶縁監視装置有無		有	無

- ・変更後契約額：1,432,838円（増減なし）※月中途の電圧変更等に係る経費は次月からの増額となるため。
- ・業務期間：R4.4.1～R5.3.31（変更なし）
- ・発生の要因：所属の文書管理主任の確認不足
- ・指摘の考え方：契約事務が著しく不適正

64 変更契約締結の事務手続について（危機対策・情報課）

内 容	
鳥取県防災アプリ改修（顕著な大雪に関する気象情報追加）業務委託について、契約期間終了後に変更契約を締結していた。	
・概	要：第1回変更契約において、業務内容の追加に伴い新アプリのリリース期限をR4.12.16から同年12.28に変更した。新アプリリリース後概ね3か月間は新旧アプリを同時運用する仕様としていたため、新アプリリリース期限の変更に伴い、旧アプリ停止期限も変更することから、契約期間を変更（延長）する必要があったにもかかわらず、変更を失念していた。業務完了後の手続を行う過程で担当者が気付き、 契約期間を延長する変更契約を契約期間の最終日に遡って締結する手続を行った。
・契約方法	：随意契約（1者）
・相手方	：（株）B I
・当初契約日	：R4.9.12
・当初契約金額	：765,600円
・当初契約期間	：R4.9.12～R5.2.28
・第1回変更契約日	：R4.11.29
・変更後契約額	：831,600円（66,000円の増額）
・変更後契約期間	：R4.9.12～R5.2.28（変更なし）
・新アプリリリース日	：R4.12.1
・旧アプリ停止日	：R5.3.20
・業務完了日	：R5.3.28
・第2回変更契約日	：R5.2.28
・変更後契約額	：831,600円（増減なし）
・変更後契約期間	：R4.9.12～R5.3.28（R5.2.28から延長）
・変更契約伺起案日	：R5.3.27
・変更契約伺決裁日	：R5.3.27
・遡り日数	：27日
・発生の要因	：上司の内容確認不足、担当者の失念
・指摘の考え方	：契約変更の時期が著しく不適正

65 変更契約の締結時期について（商工政策課）

内 容	
複合機の賃貸借に係る契約について、賃貸借期間終了後に期間延長の変更契約を締結していた。	
・概	要：賃貸借期間の延伸に係る変更契約を当初賃貸借期間の終了日翌日に締結していたもの。
・契約方法	：随意契約
・契約の相手方	：（株）B J
・契約金額	：3円／枚（単価）
・契約日	：R4.4.1
・当初賃貸借期間	：R4.4.1～R4.6.30
・変更契約日	：R4.7.1
・変更契約期間	：R4.4.1～R4.7.31
・変更契約伺起案日	：R4.7.1
・変更契約伺決裁日	：R4.7.1
・遅延日数	：1日
・発生の要因	：担当者及び上司の進行管理不足
・指摘の考え方	：契約変更の時期が著しく不適正

66 変更契約締結の事務手続について（倉吉養護学校）

内 容					
<p>通学バス運行业務委託（琴浦コース）増便の変更契約について、遑って契約していた。</p>					
・概	要：当初の契約では夏休み前までの契約期間となっていたが、夏休み後も運行することになった。担当者は夏休み明けを契約期間始期とする新たな契約を締結するため競争入札をする必要があると思い準備を進めていたところ、契約期間を延長する変更契約で対応可能ということが分かり、変更契約することにしたが、当初の契約期間終了後に気づいたため、遑って契約していた。				
・相手	方：BK(株)				
・委託金	額：単価契約				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>運行便数</th> <th>単価（税別）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日1便</td> <td>29,000円</td> </tr> </tbody> </table>	運行便数	単価（税別）	1日1便	29,000円
運行便数	単価（税別）				
1日1便	29,000円				
・当初契約期間	R4.4.7～R4.7.25				
・契約延長決定日	R4.7.12（特別支援教育課から連絡のあった日）				
・変更後の契約期間	R4.4.7～R5.3.31				
・変更契約伺起案日	R4.8.1				
・変更契約伺決裁日	R4.8.3				
・変更契約日	R4.7.22				
・遑り日数	12日				
・発生の要因	担当者及び上司の内容確認不足				
・指摘の考え方	契約変更の時期が著しく不適正				

67 予定価格調書の作成について（広報課）

内 容	
<p>「白うさぎ年」開運カニだのみ！カニセル！設置、PR業務に係る契約について、予定価格調書を封書にしていなかった。</p>	
・概	要：予定価格調書は作成していたが、見積合わせの際、担当者が封書を開封したところ空であった。予定価格調書の所在を確認したところ、委託業務関係綴の中に、当該業務関係の他の書類と一緒に挟みこまれていた。
・契約方法	随意契約（1者）
・予定価格	2,605,570円
・契約額	2,605,570円
・発生の要因	契約権者の失念
・指摘の考え方	入札等に係る事務が著しく不適正

68 予定価格調書の作成について（消防防災課）

内 容	
<p>消防団の魅力発信動画制作業務委託契約について、予定価格調書を封書にしていなかった。</p>	
・概	要：予定価格調書を作成していたが封書にしていなかった。また予定価格調書用の封筒も作成していなかった。
・契約方法	随意契約（公募型プロポーザル（6者参加）最優秀提案者）
・契約の相手	(株)AX
・見積金額	1,897,500円
・予定価格	1,897,500円
・契約金額	1,897,500円
・発生の要因	担当者や上司の関係規程等への認識不足等
・指摘の考え方	入札等に係る事務が著しく不適正

69 予定価格調書の作成について（とっとり弥生の王国推進課）

内 容	
<p>令和4年度とっとり弥生の王国ツーリズム事業 旅行商品化促進ワークショップ及び情報発信業務の契約について、予定価格調書を封書にしていなかった。</p>	
・概 要	要： 予定価格調書は作成していたが、契約権者が予定価格調書を封書にしなければならない認識がなかったため、封書にせず事務担当者に渡し、受け取った事務担当者や保管していたその上司も気付かないまま契約事務を行っていた。
・契約方法	随意契約（1者）
・相手方	（公社）BL
・予定価格	3,207,000円
・契約金額	3,206,500円
・発生の要因	契約権者、事務担当者及びその上司の関係規程等の認識不足
・指摘の考え方	入札等に係る事務が著しく不適正

70 予定価格調書の作成について（西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局）

内 容	
<p>凍結防止剤「塩化カルシウム500kg袋」に係る物品購入契約について、予定価格調書を封書にしていなかった。</p>	
・概 要	要： 予定価格調書用の封筒は作成していたが、契約権者が予定価格調書をその封筒に入れずに事務担当者に渡したため、予定価格調書を封書にせずに関札を行っていた。
・契約方法	一般競争入札（応札者数1者）
・相手方	（株）BM
・予定価格	44,000円／袋
・契約単価	44,000円／袋
・支払総額	1,144,000円（26袋）
・発生の要因	契約権者の失念、事務担当者や契約権者の関係規程等への認識不足
・指摘の考え方	入札等に係る事務が著しく不適正

IV 補助金等事務

71 補助金の事務手続について（地域交通政策課）

内 容	
地域交通体系再編支援補助金について、交付要綱に定める交付申請の時期について通知しておらず、また、遑って交付決定をしていた。	
・概	要：交付申請の時期について通知をするという規定を認識していなかったため通知をしていなかった。交付申請時期について補助事業者から問い合わせがあり、事業着手されていることを把握し、事業着手前の日付で交付決定をするという所属の方針のもと、担当者が交付申請日を定め補助事業者に電話で伝達し、事業着手前の日付に遑って交付決定していた。
・補助事業者	：八頭町
・交付申請書の日付	：R4.6.15（担当者が指定した日付）
・補助事業着手日	：R4.6.20
・交付申請書受理日	：R4.9.22
・支出負担行為起案日	：R4.9.22
・支出負担行為決裁日	：R4.9.27
・交付決定日	：R4.6.16
・交付決定額	：1,833,000円
・遑り日数	：3か月11日
・発生の要因	：担当者や上司の関係規程等への認識不足
・指摘の考え方	：補助金交付事務が著しく不適正

72 補助金の実績報告書について（商工政策課）

内 容	
中小企業経営力強靱化補助金について、実績報告書の受理が遅延していた。	
・概	要：R4.7月から複数回にわたって実績報告書の提出を督促したが、相手からの提出が遅延したもの。
・補助事業者	：(株) BN
・交付決定額	：367,000円（概算払なし）
・確定額	：302,000円（R5.3.1精算払）
・交付決定	：R4.5.27～R4.7.15
事業期間	
・事業終了日	：R4.7.15
・実績報告書提出日	：R5.2.17
・実績報告書受理日	：R5.2.21
・実績報告書提出期限	：R4.8.4
・遅延日数	：6か月17日
・発生の要因	：団体の書類提出の遅延
・指摘の考え方	：実績報告書の受理が著しく遅延（6か月以上の遅延）

V 財産管理事務

73 行政財産の目的外使用許可について（西部総合事務所日野振興センター日野振興局）

内 容	
<p>行政財産の目的外使用許可（河川管理用光ケーブル添架に係るコンクリート柱設置）について、使用許可期間終了後も許可手続を行わないまま使用させていた。</p>	
・概	要：H27. 4. 1～R2. 3. 31の使用許可期間終了後、 R2. 4. 1からの使用許可申請が行われなかったが、引き続き使用させていた。相手方から使用許可兼使用料減免申請（顛末書添付）があり、未許可のまま使用させていたことが判明した。
・申請者	国土交通省中国地方整備局日野川河川事務所
・使用場所	日野振興センター第二庁舎敷地
・使用数量	0.075㎡（宅地）
・受理日	R5. 2. 17
・許可日	R5. 2. 17
・使用料	全額免除
・未許可使用期間	R2. 4. 1～R5. 2. 16
・発生の要因：当時の担当者及び上司の確認不足、団体の書類の未提出	
・指摘の考え方：財産の管理が著しく不適正	

74 公有財産の管理について（中央病院）

内 容	
<p>固定資産を亡失していた。</p>	
・概	要：固定資産台帳と保有する固定資産を照合したところ、多数の物品が確認されなかった。 令和2年度決算に係る事務監査の結果を受けて、 固定資産台帳と固定資産の照合を行った （保管する固定資産数が多大であり、令和3年度から4年度にかけて調査を実施） ところ、亡失が判明したもの。 中央病院は、令和4年度決算に係る監査資料では、亡失した固定資産を併せて、除却資産として報告している。
・亡失固定資産数：214件	
・亡失固定資産に係る除却費合計額：14,286,127円	
・発生の要因：担当者や上司の関係規程等への認識不足等	
・指摘の考え方：物品の管理が著しく不適正	

